

魚津市告示第85号

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要
綱の一部改正について

魚津市母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成25
年魚津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月3日

魚津市長 村椿 晃

第5条第1項及び第2項中「3年」を「4年」に改める。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象期間の最後の12か月間における訓練促進給付金の支給額は、前項各号に掲げる金額に、それぞれ月額40,000円を加えた額とする。
- 3 様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第11条関係）

魚津市母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

魚津市長 印

年 月 日付け第 号で支給を決定した魚津市母子家庭等高等職業訓練促進給付金については、次のとおり受給資格の喪失を決定しましたので通知します。

記

- 1 受給資格喪失日 年 月 日
- 2 受給資格喪失の理由

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。